

清水町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清水町犯罪被害者等支援条例（令和4年清水町条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(見舞金の支給)

第3条 条例第7条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）は、犯罪等の被害の程度に応じ次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める者に対して支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪等により死亡した犯罪被害者等である町民の遺族
- (2) 重傷病見舞金 犯罪等により全治1箇月以上の負傷疾病を負った犯罪被害者等である町民

2 前項の見舞金は、自動車損害賠償責任保険の対象となる犯罪等の被害及び営利活動などの事業活動による犯罪等の被害には支給しない。ただし、当該犯罪等の被害が発生した事情から町長が必要と認めた場合は支給することができる。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給にかかる犯罪等の行為に起因して死亡した場合、前項第1号に規定する遺族見舞金の額から支給した重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として当該遺族に支給するものとする。

(遺族の範囲)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪等により死亡した犯罪被害者等である町民の死亡の時にあって、その者と生計を一にしていた者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者等である町民の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 犯罪被害者等である町民の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上いる場合は、その者の中から選定された代表者に対して当該見舞金を支給するものとする。

(見舞金の申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号)にそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪被害者等である町民の死亡診断書又は死体検案書その他死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪被害者等である町民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 遺族見舞金受給代表者選定に関する届出書(様式第2号。前条第2項に規定する代表者が申請する場合に限る。)

エ その他犯罪等の被害があったことが証明できるものとして町長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書

イ その他犯罪等の被害があったことが証明できるものとして町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、死亡又は負傷疾病が発生してから1年以内にしなければならない。

3 申請者は、第1項の規定による申請を他に委任することができる。この場合において、申請者は、当該申請に必要な書類と併せて委任状を提出しなければならない。

(見舞金の支給の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者等と加害者との間に同居の関係又は親族関係(加害者が犯罪等の被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹である関係をいう。)が認められるとき。

- (2) 犯罪被害者等が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者等又はその家族若しくは遺族に当該犯罪等を教唆し、又はほう助する行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者等又はその家族若しくは遺族による暴行、脅迫等当該犯罪等を誘発する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が見舞金の支給を行うことが適当でないとき。

(見舞金支給の決定)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに見舞金の支給の可否を決定し、申請者に対し、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号）又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第9条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、犯罪被害者等見舞金請求書（様式第5号）を町長に提出し、見舞金を請求するものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 町長は、第6条第1項の規定による申請を行った者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、及び既に支給した見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告の徴収等)

第11条 町長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、第8条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。